

統一的な基準と吹田市新公会計制度の違い

区分	統一的な基準	吹田市新公会計制度
作成の単位	一般会計及び公営事業会計以外の特別会計（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1号に規定する「一般会計等」）を「一般会計等財務書類」として作成するため、吹田市新公会計制度の「各会計合算財務諸表」のうち、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各事業は含めない。それらは、水道事業及び下水道事業と合わせて「全体財務書類」に含む。	一般会計及び吹田市特別会計条例に規定する特別会計それぞれについて作成し、それらを合算したものを「各会計合算財務諸表」として作成（歳入歳出決算の範囲と同じ）
有形固定資産計上基準	取得原価が判明しているものは原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価。ただし、道路、河川及び水路の敷地については、昭和59年度以前に取得したもの、取得原価が不明なもの、無償で移管を受けたものは原則として備忘価額1円。	原則として取得原価。ただし、交換、受贈等により取得した資産は公正な評価額。
市税収入等の表示区分	純資産変動計算書に「財源」として表示	行政コスト計算書の「経常収支の部」に表示
出資金の減損	実質価額等が資産価額に比べ30%以上低下した場合に実施	実質価額等が資産価額に比べ50%以上低下した場合に実施
公園に係る資産の区分	インフラ資産に区分	事業用資産に区分
負債勘定	投資損失引当金、損失補償等引当金は計上する	投資損失引当金、損失補償等引当金は計上しない
貸借対照表の表示	固定性配列法による	流動性配列法による